

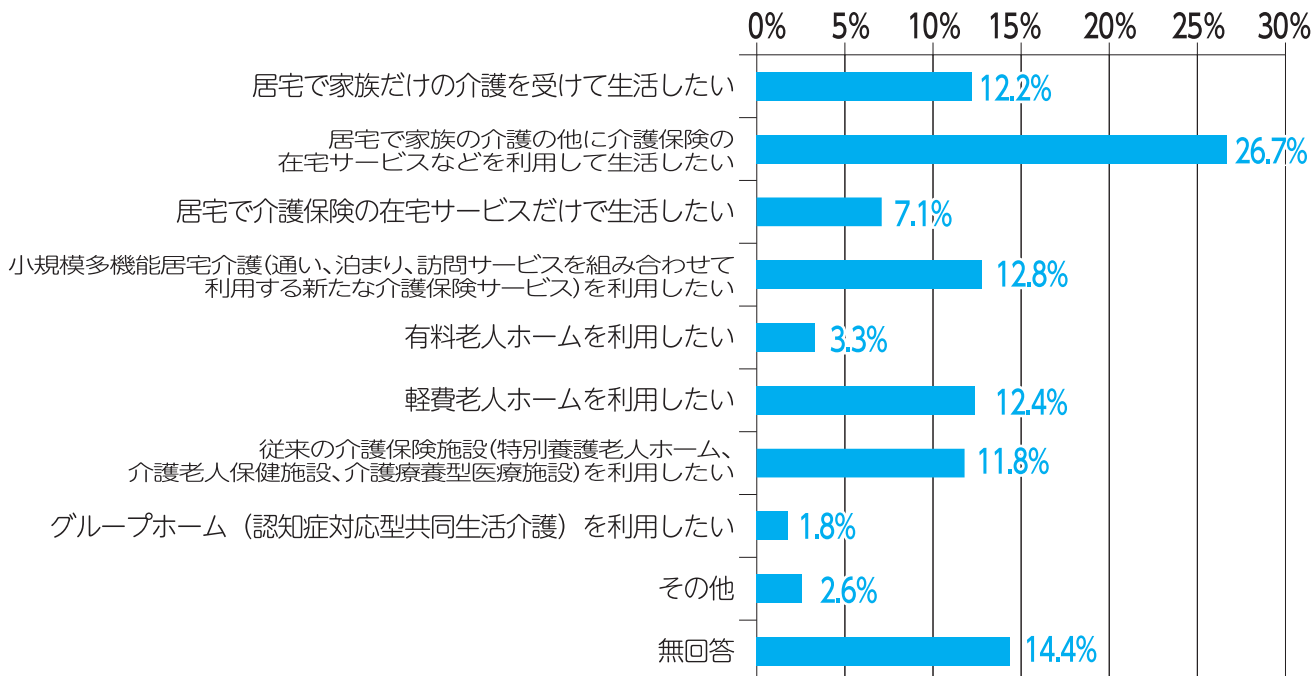


# 地域包括支援センターだより Vol.11

## ～いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすために～

### 【在宅医療・介護の連携に向けて】

住み慣れた自宅で元気に生活したいと願っている人は多いと思います。しかし、病気になったり介護が必要な状態になったとき、どのように生活をしていくかを考えたことがありますか？



資料:高齢者保健福祉実態調査(H29年2月実施)

このグラフは、今後介護が必要な状態になったとき、どこで生活していきたいかをアンケートで調査した結果です。「居家で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が一番多く(26.7%)、「小規模多機能居宅介護(通い、泊まり、訪問サービスを組み合わせて利用する介護保険サービス)を利用したい」、「居家で家族だけの介護を受けて生活したい」、「居家で介護保険の在宅サービスだけで生活したい」を加える

と自宅での生活を望んでおられる人は58.8%を占めています。

高齢になると医療や介護が必要となる割合が高くなります。そのようなときにでも安心して自宅で生活を送ることができるよう、本人、家族、医療・介護関係者等が連携をしていく必要があります。

次回からは、在宅医療・介護連携推進に向けた取組みを紹介していきます。

問い合わせ先 美祢市地域包括支援センター(美祢地域) ☎0837(54)0138  
美祢東地域包括支援センター(美東・秋芳地域) ☎0837(62)0155 ☎08396(2)1234



### 来てみて認知症カフェ4月カレンダー

カフェゆいしん 10日 水 13時～15時  
24日 水 10時～12時  
場所: Graceful唯心

ありがとうカフェ 7日 日 13時30分～15時  
場所: デイサービスセンターありがとう

ほっとカフェ 9日 火 10時～14時30分  
場所: 美祢市ボランティアコーナー

なごみカフェ 13日 土 9時～15時30分  
場所: 田代台病院デイ・ケアなごみ

おしゃべりカフェ 17日 水 13時～15時  
場所: 古民家みとう

えむカフェ 20日 土 14時～16時  
場所: グリーンヒル美祢

ふれあいカフェシエンテ 26日 金 11時30分～14時  
場所: シエンテ ※要予約 ☎0837(57)0124

### 保健だより



両親学級

4月20日 日 9時30分～12時 美祢市保健センター

育児相談

4月5日 日	13時30分～15時	美祢市保健センター
4月16日 火	10時～11時30分	美東保健福祉センター
4月22日 日	13時30分～15時	秋芳保健センター



## 障害福祉だより ①9 ～住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせるように～

### みねコミュニティーサロンが開催されました

2月9日田、美祢市民会館で、みねコミュニティーサロンが開催され、18人が参加されました。

このサロンは、美祢市地域自立支援協議会 地域生活支援部会の主催で「障害のある人がみんなで楽しみながらおしゃべりをするつながりの場」として開催しています。

今回の内容は、玉入れやゴルフなどのゲームと、簡単なおやつ作りです。

ゲームでは、声を出してお互いに応援したり、スーパープレーに拍手が起こったりと、とても盛り上がり、その後のおやつ作りでは、野菜で色をつけた、カラフルな豆腐白玉ぜんざいを作りました。

皆さん和気あいあいとした楽しい時間を過ごされ、交流を深めました。

今後も、開催が決定しましたら広報等でお知らせする予定です。ぜひご参加ください。



### 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間について

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。この日を中心に世界各地において自閉症に関する啓発活動が行われています。

日本では毎年4月2日から4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」とし、各地でシンポジウムの開催や名所旧跡等のブルーライトアップなどの取組みが行われます。

自閉症をはじめとする発達障害について多くの皆さんが関心と理解を深めることが、誰もが安心して暮らせる社会の実現へとつながります。

この機会にあなたも身近なこととして考えてみましょう。



問い合わせ先 地域福祉課(☎0837(52)5227)(☎0837(52)1490)

## さわやかロード美化活動事業



**目的** 市道及び生活道（条件あり）を良好な状態に保全し、地域コミュニティの醸成と環境意識の高揚を図り、住民協働のまちづくりを推進する。

**対象団体** 行政区、子供会、婦人会、地域ボランティア団体など（団体は概ね5人以上で構成）

**対象事業** 市道及び生活道の草刈り作業（市道の路肩から概ね1m以上の範囲）但し11月以降に実施される草刈作業は対象になりません。

※対象となる生活道は、次の条件のすべてを満たす道路です。

- 道路幅員が2m以上あること。
- 法定外公共物（赤線）を含んでいること。
- 起点が公道に接していて、2戸以上の住宅が接している道路の共用部分であること。

※草の処分及び作業にかかる事故などへの対応は、各団体の責任において行ってください。なお、市民総合賠償責任保険の対象となっています。事故などが発生した場合は、速やかに総務課へ連絡してください。

**報償金の額** 作業1回目に実施された道路延長（片側）で100mあたり1,000円(100m未満については、切り捨て)の額です。作業2回目以降は無償でお願いします。

#### 手続きの流れ

- ①作業計画の認定申請（作業計画書の提出は5月末が締切です）
- ②作業計画確認（認定された後、作業してください）
- ③作業報告（写真添付：作業前、作業中、作業後）  
※10月末までの作業が対象です。  
(作業終了後、速やかに提出してください。)
- ④実績確認⇒交付決定⇒請求（報告時に提出される場合は日付を未記入で提出）
- ⑤報償金の交付  
※申請書の様式は、建設課に備付けてあります。  
また、市ホームページからもダウンロードできます。

[トップページ](#) > [イベント・募集](#) > [募集（事業関係）](#)

申請・問い合わせ先 建設課(☎0837(52)1116)